

市政トピックス

安心・安全なまちを目指して！

安心安全課 防犯交通係

(☎) 95) 0 1 1 5

学校や職場、免許証の新規取得、引越し等で生活環境が変わる人は特に交通安全、防犯に注意してください。また、長年住んでいても慣れていないからこそ事故や犯罪に遭うことがありますので、十分気をつけてください。

■春の交通安全運動「4月6日(日)～15日(火)」

新年度を迎え、真新しいランドセルで登校する子どもや新社会人となった若者の、不慣れな道での通学・通勤が始まり、交通事故の発生が心配されます。

また、歓送迎会や花見のシーズンであることから、決してあつてはならない飲酒運転による交通事故の発生も心配されます。

そこで、次のような重点項目をかけた、春の交通安全運動を展開し、交通事故の防止を図ります。

○子どもと高齢者の交通事故防止

○自転車の安全利用を進めよう

○全ての座席でシートベルトとチャイルドシートを正しく着用しよう

○飲酒運転を根絶しよう

■春の安全なまちづくり運動「4月1日(火)～10日(木)」

知立市では、昨年振り込め詐欺が発生しました。さらには住宅を対象とした侵入盗や車上狙い、女性に對

する声かけなども発生しています。

そこで、市民の皆さんに防犯意識の向上を呼びかけるため、次のような重点項目をかけた、春の安全なまちづくり運動を展開し、犯罪の防止を図ります。

○住宅を対象とした侵入盗の防止

○子どもと女性が被害者となりやすい犯罪の防止

○振り込め詐欺の被害防止

消防団

「春季特別警戒パトロール」

安心安全課 防災係 (☎) 95) 0 1 6 0

火災予防と放火等の犯罪を防止するため、消防団による春の特別警戒パトロールを行います。

パトロール中は、消防ポンプ車のスピーカーで、火災予防を呼びかける広報活動を行いますので、ご理解とご協力をお願いします。

▼とき 4月13日(日)～21日(月)の午後8時～10時

▼ところ 市内全域



牛乳等を無料支給します

保健センター (☎) 82) 8 2 1 1

市民税非課税世帯の妊産婦(妊娠期および産後3か月間)と3、4か月健診結果等で必要と認められた乳児に、栄養強化援助を行うため、1日1本牛乳またはそれに相当する調製粉乳を支給します。

▼申込み 保健センターへ。

軽自動車税が減免されます

税務課 市民税係 (☎) 95) 0 1 1 6

心身に障がいのある人(18歳未満の人や精神に障がいがある場合は、生計を一にする人)が所有しているオートバイ、軽自動車の税金は、障がいの程度により一台に限り減免が受けられます。なお、障害者福祉タクシー券の交付を受けている人や普通自動車で税金の減免を受けている人は減免されません。

▼申請期間 4月2日(水)～5月26日(月)

▼持参するもの

・身体障害者手帳等

・自動車検査証

・運転免許証(該当の車を運転する人のもの)

・印鑑

ナンバープレート盗難防止ねじの取付け

安城警察署

(☎) 76) 0 1 1 0

安心安全課 防犯交通係

(☎) 95) 0 1 1 5

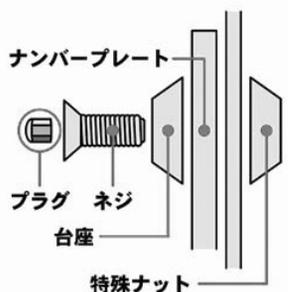
安城警察署管内では、自動車のナンバー盗難が増加しています。盗んだプレート他を他の車両に取付け、更なる犯罪に及ぶ恐れがありますので、ナンバープレート盗難防止ねじの取付けを行います。

▼取付け日時 4月1日(火)から当分の間で、平日午後2時～4時の間(荒天時は中止)

▼取付け場所 安城警察署 駐車場
▼対象者 安城警察署管内居住者および勤務地がある人

▼取付け台数 おおむね200台(軽四車両の場合不都合があることがありますので、事前に業者に確認してください。)

※ねじ代金、取付け料は不要。
※係員が不在の場合がありますので、事前に確認をお願いします。



民生委員・児童委員の退任

福祉課 保護援護係 ☎(95)0149

昭和8丁目(知立団地25-31棟)地区担当の民生委員・児童委員 石川牧子さんが、2月28日をもって退任しました。

後任委員が決定するまでの間、この地域にお住まいで民生委員・児童委員へ連絡を取りたい人は、福祉課保護援護係までお問合せください。



身体障害者手帳の認定基準が変わります

福祉課 福祉企画係 ☎(95)0118

医療技術の進歩により、ペースメーカー等や人工関節を入れても大きな支障がなく日常生活を送れる人が多くなってきたことを踏まえ、厚生労働省で、専門家による医学的見地から検討が行われ、4月から身体障害者手帳の認定基準が見直されることになりました。

▼見直しの概要

【ペースメーカー等を入れた人(心臓機能障害)】

ペースメーカー等への依存度や日常生活活動の制限の程度によって認定されることになりました。

平成26年3月までは一律1級に認定
 平成26年4月からは1級、3級、4級のいずれかに認定

【人工関節等を入れた人(肢体不自由)】

術後の安定した時点での関節可動域等に応じて認定されることになりました。

平成26年3月までは一律4級に認定
 平成26年4月からは4級、5級、7級のいずれかに認定

【足関節】

平成26年3月までは一律5級に認定
 平成26年4月からは5級、6級、7級のいずれかに認定

▼経過措置

今回の認定は4月1日以降に申請された人から適用されますが、3月末までに診断書・意見書が作成された人については、6月末までに申請すれば従来の基準で認定されます。ご不明な点、その他詳細については、福祉課までお問合せください。

水道料金等改定のお知らせ

消費税率(国・地方)は、平成26年4月1日から8%(現行5%)に税率変更となります。

これに伴い、水道料金・下水道使用料および受益者分担金については、次のとおり改定となります。なお、今回は消費税率のみの改定です。

○水道料金・下水道使用料の変更内容

- (1)新税率適用日 平成26年4月1日から
- (2)経過措置など 平成26年4月1日時点継続利用の人 4月、5月定期検針時は、原則として旧税率(5%)を適用(4月定期検針後の精算時等は新税率(8%)を適用)

水道料金・下水道使用料の消費税率は、今回の改定により、原則として平成26年4月1日以降に検針した分から8%となりますが、4月1日前から継続して水道・下水道をご利用の皆さまには、以下のような経過措置が適用されます。

○受益者分担金の変更内容

- (1)新税率適用日 平成26年4月1日受付分から

▼問合せ 水道課

料金企画係 ☎(95)0132



・偶数月検針地域のお客さま：平成26年6月検針分の料金から8%が適用されます。

検針月	原則消費税率5%				原則消費税率8%		
	平成26年 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
4月検針分(消費税率5%)		水道ご利用期間		検針			
6月検針分(消費税率8%)				水道ご利用期間		検針	

・奇数月検針地域のお客さま：平成26年7月検針分の料金から8%が適用されます。

検針月	原則消費税率5%			原則消費税率8%			
	平成26年 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
5月検針分(消費税率5%)			水道ご利用期間		検針		
7月検針分(消費税率8%)				水道ご利用期間			検針

土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧と固定資産課税台帳の閲覧

税務課 資産税係 ☎(95)0148

固定資産税の縦覧制度とは、市内にお持ちの土地や家屋にかかる固定資産税の納税者が、ご自身の固定資産と市内の他の土地や家屋の評価額を比較できる制度です。ただし、土地のみをお持ちの人は家屋のみの縦覧となります。

□縦覧

▼縦覧できるもの 土地価格等縦覧帳簿(所在・地番・地目・価格) 家屋価格等縦覧帳簿(所在・家屋番号・種類・構造・床面積・価格)

▼縦覧期間 4月1日(火)～30日(水)までの午前8時30分～午後5時15分(土・日曜日・祝日を除く)

▼縦覧場所 税務課

▼縦覧できる人

- ①市内に所在する土地または家屋に対して課する固定資産税の納税者
- ②納税者の同一世帯で生計を一にする親族・納税管理人
- ③納税者の委任を受けた代理人(委任状が必要)
- ▼持参するもの 運転免許証等、本人であることを証明できるもの

□閲覧

▼閲覧できるもの 土地・家屋・償却資産課税台帳

▼閲覧期間 4月1日(火)から午前8時30分～午後5時15分(土・日曜日・祝日・年末年始の休日を除く)

▼閲覧場所 税務課

▼閲覧できる人

- ①市内に所在する土地・家屋・償却資産に対して課する固定資産税の納税義務者
- ②納税者の同一世帯で生計を一にする親族・納税管理人
- ③納税義務者の委任を受けた代理人(委任状が必要)
- ④土地・家屋に対して賃借権その他の使用または収益を目的とする権利(対価が支払われるものに限る)を有する人は、当該権利の目的である固定資産の記載されている部分(賃貸借契約書等が必要)
- ⑤固定資産の処分をする権利を有する一定の人については、当該権利の目的である固定資産(当該権利を有することわかるものが必要)
- ▼持参するもの 運転免許証等、本人であることを証明できるもの



固定資産税・都市計画税について

税務課 資産税係 ☎(95)0148

固定資産税は、毎年1月1日の賦課日に、土地、家屋、償却資産を所有している人が、その固定資産の価格を基に算定された税額をその固定資産の所在する市町村に納める税金です。

また、都市計画税は、市街化区域内に土地、家屋を所有している人に課税される税金です。

▼税率

固定資産税は土地、家屋、償却資産の課税標準額の合計に1.4%の割合で課税されます。

都市計画税は、土地、家屋の課税標準額の合計に0.3%の割合で課税されます。

▼納税通知書兼課税明細書発送予定日 4月10日(木)

▼第1期納期限 4月30日(水)

□次に該当するときはご連絡ください。

- ・課税明細書の内訳と平成26年1月1日現在の資産状況が異なるとき(平成25年中に取り壊した家屋が記載されているなど)
- ・納税通知書および納付書の住所、氏名に誤りがあるとき
- ・その他、疑問に思うときなど。

平成26年度休日納税相談窓口

税務課 徴収係 ☎(95)0117

平日は仕事など多忙により納税に関する相談ができない人のために、休日納税相談窓口を開設しています。開設日は毎月第4週の日曜日となります。

ただし、8月は祭事開催のため、第5週の開設となりますのでご注意ください。また、12月は年末のため、第3週の開設となりますのでご注意ください。8月と2月はその前日の土曜日にも開設します。

「休日納税相談」

▼時間 午前8時30分～正午

▼ところ 市役所1階 税務課窓口 ※ポルトガル語の通訳対応も可能です。

▶平成26年度休日納税相談日程表

①	4/27(日)	⑧	10/26(日)
②	5/25(日)	⑨	11/23(日)
③	6/22(日)	⑩	12/21(日)
④	7/27(日)	⑪	1/25(日)
⑤	8/30(土)	⑫	2/21(土)
⑥	8/31(日)	⑬	2/22(日)
⑦	9/28(日)	⑭	3/22(日)

児童扶養手当の支給額が 変わります

子ども課 子育て支援係

(☎)95-0120

児童扶養手当は、毎年の消費者物価指数の変動に応じて手当額を改定しますが、平成12年度から14年度までは物価の下落にもかかわらず、手当額が据え置かれたため、その額は本来の額よりかさ上げされています(特例水準)。

この特例水準を段階的に解消するため、関係法令が整備され、4月分からの児童扶養手当の支給月額はそのように変更されます。

区分	現行	平成26年 4月分～	平成27年 4月分～(予定)
手当額 全部支給	41,140円	41,020円	40,730円
一部支給	41,130～ 9,710円	41,010～ 9,680円	40,720～ 9,610円

※平成27年4月分以降は消費者物価指数に変動がない場合を前提としています。

※児童2人のときは、上記金額に5,000円、3人目から児童1人増すごとに3,000円加算されます。

払は、4月11日(金)に予定されている定例は、3月分までの手当を支給する

ため、今回の支給額改定の影響はありません。

国民年金保険料の免除・ 納付猶予の申請について

刈谷年金事務所 (☎)21-2159
国保医療課 国保年金係

(☎)95-0123

◎4月から、さかのぼって免除等が申請できる期間が拡大されます。

国民年金は、所得が少ないときや失業等により保険料を納付することが経済的に困難な場合、保険料の免除を申請することができます。

4月から法律が改正され、申請時点から2年1か月前までの期間について、さかのぼって免除等を申請できるようになります。

申請する年度に対応する前年所得に基づき審査を行いますので、免除が承認されない場合があります。

【申請方法】市役所に国民年金の「免除・納付猶予申請書」または学生であった期間は「学生納付特例申請書」を提出してください。

【添付書類】

- ・他の市町村から転入された人は、申請年度に対応する前市町村からの所得証明
- ・失業などを理由とするときは、雇用保険受給資格者証・雇用保険被保険者離職票など

・学生納付特例の人は、在学期間がわかる在学証明書・学生証

※必要な添付書類など、詳しくは、国保医療課または年金事務所へお問合せください。

経済センサス―基礎調査・ 商業統計調査 調査員募集

企画政策課 政策係 (☎)95-0144

平成26年7月1日現在で、全国一斉に「平成26年経済センサス―基礎調査」と「商業統計調査」が同時実施されます。

この調査は、事業所・企業の基本構造を明らかにするとともに、商業の実態を明らかにするため、国(総務省、経済産業省)が主体となって実施します。市では調査を円滑に実施するため、調査員として従事していただける人を募集します。

▼募集人員 12人

▼応募資格 市内在住の20歳以上75歳未満で税務・警察・選挙に直接関係が無く守秘義務を守れる人

▼仕事内容 調査票の配付と回収、簡単な書類チェック

▼仕事期間 5月下旬～7月下旬

▼報酬 3万5千円～4万5千円

※受け持ち数により異なります。

▼応募締切 4月11日(金)

▼応募方法 調査員申込書に記入のうえ企画政策課窓口まで持参

※申込書は、企画政策課および市ホームページにあります。

▼問合せ 企画政策課 政策係 (☎)95-0114

大雨から守ろう 大切なまち ～境川・猿渡川流域水害対策計画を策定しました～

境川・猿渡川流域では、都市化の進展が著しく、田畑やため池の減少などから度々浸水被害が発生しています。浸水被害解消のため河川の整備を進めていますが、都市化などによる流出量の増大が進んでいるため、雨を貯める施設を学校や公園につくるなど、降った雨を河川と流域全体で分担する「総合治水対策」に取り組んでいます。

今後、浸水被害の軽減や住宅の床上浸水解消を着実に進めるためには、河川や雨水管渠などの整備について、より連携を図り、今ある調整池やため池の保全を行うことで、流域全体の安全性を向上させる必要があります。そのため、愛知県と知立市を含む流域内の10市2町が共同して、対策の実施計画である「流域水害対策計画」を策定しました。これからも大切なまちを大雨から守るため、流域の皆さんにご理解とご協力をいただきながら、総合治水対策に取り組めます。

計画の内容については、土木課または市ホームページをご覧ください。

▶計画の問合せ、縦覧場所 土木課(市役所4階 ☎95-0127)

○ホームページ <http://www.city.chiryu.aichi.jp/0000011349.html>



防災シンポジウムを開催します

「災害時相互応援協定から、大規模被災時の支援と受援を考える」

「災害時相互応援協定」を結んでいる県外6市の各自治体首長をお招きして、防災シンポジウムを行います。コーディネーターは、名古屋大学大学院教授の福和伸夫氏です。



名古屋大学大学院教授
福和伸夫氏



- ▶とき 5月1日(木) 午後1時受付開始
午後1時30分開演 午後4時30分終了予定
- ▶ところ 文化会館(パティオ池鯉鮒)
花しょうぶホール
- ▶定員 300人(入場無料)
- ※事前申込みは不要ですので、会場に直接お越しください。
- ▶問合せ 安心安全課 防災係 (☎95-0160)

被保険者皆さんの健康の保持・増進を目的に、下表の協定保養所に宿泊する場合、1人1泊につき1千円を助成します(4月1日～翌年3月31日までの1年間で、全保養所合わせて4泊まで助成します)。

▼利用方法 利用される人は、申込時に協定保養所へ「愛知県後期高齢者医療制度の被保険者」であることを伝え、宿泊当日、保養所の窓口で後期高齢者医療の保険証と利用カード(初回利用時に保養所にて交付)を提示してください。精算時に利用料金に対し、1千円を助成します。

**愛知県後期高齢者医療制度
特定保養所利用助成**

愛知県後期高齢者医療広域連合
給付課 (☎052(955)1205)

場所	協定保養所名	電話番号
犬山市	レイクサイド入鹿	0568-67-3811
桑名市	名古屋市休養温泉ホーム松ヶ島	0594-42-3330
東浦町	あいち健康の森プラザホテル	0562-82-0235
田原市	シーサイド伊良湖	0531-35-1151
蒲郡市	サンヒルズ三河湾	0533-68-4696
豊田市	豊田市 百年草	0565-62-0100

緊急奨学金制度

教育庶務課 教育企画係 (☎(95)0135)

高校在学中の人で、主たる生計者が半年以内に病気・死亡・失職(倒産)等によって、経済的に修学が困難になった人を対象に、資金を支給(月額9千円)する市の緊急奨学金制度があります。詳しくは教育庶務課へお尋ねください。申請には学校長の推せん状等が必要になります。審査の結果により、支給できないことがありますのであらかじめご了承ください。

甲種防火管理新規講習

衣浦東部広域連合消防局 予防課
(☎(63)0136)

- ▼とき 5月22日(木)・23日(金)(2日間)
午前9時45分～午後4時
- ▼ところ 安城市民会館
- ▼定員 162人(先着順)
- ▼受講料 4千円(当日徴収)
- ▼申込み 4月21日(月)～25日(金)午前8時30分～午後5時までに衣浦東部広域連合消防局予防課予防係または知立消防署予防係(☎(81)4142)へ。
- ※申込書は、申込場所または衣浦東部広域連合ホームページから入手できます。申込時、写真を忘れずに。(縦4cm×横3cm、3か月以内の証明写真1枚必要)
- ※電話および郵送等による受付は行いません。

救命講習会(4月開催分) あなたは愛する家族を救えますか。いざという時のために心肺蘇生法を覚えましょう。

会場	刈谷消防署	碧南消防署
講習会名	普通救命講習Ⅲ	普通救命講習Ⅰ
開催日時	4月19日(土) 午前9時～正午	4月20日(日) 午前9時～正午
定員・受講料	先着20人・無料	先着20人・無料
申込み	4月5日(土)午前9時から募集開始 (☎23-1299) 救急係へ	4月5日(土)午前9時から募集開始 (☎41-2625) 救急係へ
対象者	碧南・刈谷・安城・知立市および高浜市在住、在勤、在学の人(いずれの会場でも受講できます。)	
内容	普通救命講習Ⅰ 心肺蘇生法(気道確保、人工呼吸、胸骨圧迫)、AEDの使用法、止血法など 普通救命講習Ⅲ 小児・乳児・新生児の心肺蘇生法、ひきつけ、のどに異物が詰まった時などの処置 ※救命講習会を団体で受講される場合は、最寄の消防署へお問合せください。	

▶問合せ 衣浦東部広域連合消防局 消防課 (☎63-0135) ホームページ <http://www.kinutoh.jp/>



第15回知立よいとこ祭り ポスター・チラシ デザイン募集



知立よいとこ祭りをリニューアルするにあたり、ポスターおよびチラシのデザインを募集します。知立よいとこ祭りをイメージした作品の応募をお待ちしています。知立よいとこ祭りについては知立市観光協会ホームページ (<http://www.chiryu-kanko.com>) をご覧ください。

募集内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ポスターはB2サイズ縦長、チラシはA4サイズ縦長で作製します。 ・作品の表現方法は自由 ・下記文言およびロゴ(知立市ホームページよりダウンロード可)を必ず入れてください。 <p>※手書き等で制作する場合、採用が決まった段階で事務局と打合せをし、レイアウトしますので、デザインのみのお申し込みをお願いします。</p> <p>(1) 第15回知立よいとこ祭りor知立よいとこ祭り⑮ (2) 開催日時:平成26年8月23日(土) 午後2時~午後9時(荒天順延:8月24日(日)) (3) 開催場所:知立市役所駐車場、中央公民館及び周辺道路 (4) 主催:知立市・知立市観光協会 (5) 主管:知立よいとこ祭り実行委員会 (6) 後援:知立市商工会、知立市教育委員会、(株)キャッチネットワーク、(株)エフエムキャッチ (7) 名鉄 名古屋本線「知立駅下車」下車 徒歩15分 (8) 衣浦定住自立圏域イベント(市町名、イベント名、開催日) ※(8)については採用決定後の情報提供となります。スペースの確保をお願いします。 (9) 問合せ先:知立市観光協会(☎0566-83-1111 http://www.chiryu.kanko.com)</p>
応募方法	指定用紙に必要事項を記入のうえ、5月16日(金)までに下記応募先へ郵送または持参してください。
応募用紙	市観光協会ホームページおよび市ホームページからダウンロードできます。市役所、福祉体育館、中央公民館、保健センターでも配布しています。
賞	〈最優秀賞 1点〉 賞状+賞金(1万円) 〈優秀賞 10点〉 記念品
注意事項	作品はオリジナルで未発表のものに限ります。また、応募作品は返却しません。
使用权	主催者に帰属します。
発表	5月中に入賞者に通知します。
その他	ポスター・チラシは市内各所および協力店舗などに掲出されます。
問合せ・応募先	〒472-8666 知立市広見三丁目1番地 知立市観光協会(市役所経済課内) ☎83-1111(内線211・212) Eメール keizai@city.chiryu.lg.jp

図書館 広告を募集します！

図書館が図書等を貸出しする際に、資料名や返却期限等を記載して利用者へ渡す貸出票に掲載する広告を募集します。

▼広告媒体 図書館の貸出票

(レシート)

▼募集内容

(1) 掲載場所 貸出票の表面下部
規格

大きさ 縦4cm×横6cm

形式 J P E G または B M P

容量 200KB以内

使用色 黒1色

(3) 掲載枠数 3枠(貸出票発行ごとに1枠ずつ順番に掲載します。)

(4) 掲載期間 毎月1日から月末までの1か月単位とし、複数月の申込み可

▼掲載料 1枠月額3千円

▼応募期間

希望する掲載開始月の前々月の末日までに、図書館事務室までお申込みください。(図書館の閉館日を除く。受付時間は午前9時~午後5時)
※4月1日から受付開始。

▼貸出票広告掲載イメージ

貸出票	
貸出日	****/**/**
貸出者	*****
貸出種	図書
	(0566-83-1131)
貸出資料	返却期限日
* 図書 *****	****/**/**
○ ○ ○ ○	****/**/**
* 図書 *****	****/**/**
△ △ △ △	****/**/**
* 図書 *****	****/**/**
□ □ □ □	****/**/**
ご不明な点がございましたら、 知立市図書館までお尋ねください。	
【広告】	
<div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 100px; margin: 0 auto;"></div> <p>広告枠</p>	

貸出票掲載広告の取扱いについては、知立市広告掲載要綱および知立市広告掲載基準、知立市図書館貸出票広告掲載要綱に基づいて行います。詳しくは、市ホームページまたは図書館ホームページをご覧ください。



▼問合せ 図書館 (☎83) 1131